

恵那市指定給水装置工事事業者規則(平成 16 年 10 月 25 日規則第 222 号)

最終改正:平成 29 年 2 月 14 日規則第 1 号

改正内容:平成 29 年 2 月 14 日規則第 1 号[平成 29 年 4 月 1 日]

(趣旨)

第1条 この規則は、恵那市水道事業給水条例(平成 16 年恵那市条例第 238 号。以下「給水条例」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、恵那市指定給水装置工事事業者の指定に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置工事 水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 3 条第 11 項に規定する給水装置工事(新設、改造、増設、仮設及び撤去を含む。)
- (2) 給水装置工事事業者 給水条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、給水装置工事の施工ができるものとして市長が指定した工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)
- (3) 給水装置工事主任技術者 法第 25 条の 4 の規定に基づき、厚生労働省令で定めるところにより給水装置主任技術者免許の交付を受けている者のうちから市に届け出た者(以下「主任技術者」という。)をいう。

(指定工事事業者の指定)

第3条 給水装置工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事事業者とし、市長はこれを指定工事事業者として指定するものとする。

- (1) 給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。
- (2) 工事の施工に必要な機械器具を有する者であること。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

ウ 法第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合

オ 法人にあっては、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

- 2 前項第 3 号ウに該当する場合で、当該指定工事事業者が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事事業者の指定を受けることはできない。

(指定の申請)

第4条 指定工事事業者として新たに指定を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第 1 項第 3 号に該当しない者であることを誓約する書類(様式第 2 号)
- (2) 個人の場合は、住民票の写し
- (3) 法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- (4) 指定給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第 3 号)及び主任技術者の免状の写し
- (5) 機械器具調書(様式第 4 号)

(指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、第3条の条件を備えるものに指定工事業者の指定をする。

(指定登録手数料)

第6条 指定工事業者の指定を受けた者は、指定の日から10日以内に指定登録手数料として5,000円を納めなければならない。

第7条 指定工事業者には、指定給水装置工事業者指定証(様式第5号)を交付する。

(指定工事業者の事業運営の基準及び責務)

第8条 指定工事業者の運営に関する基準及び責務は、次のとおりとする。

- (1) 給水装置工事を適正に施工するため、給水装置工事(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「法施行規則」という。)第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第3条第1号により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第8条各号に掲げる職務を行わせる者を指名すること。
- (2) 配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事を行う場合、当該配水管及び他の地下埋設物を変形、破損等を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事を従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に規定する場合、当該給水装置工事が施工される給水区域の水道事業者からあらかじめ承認を受けた工法、工期及びその他の工事上の条件に適合するように給水装置工事を行うこと。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めるとともに、法令並びに市の条例、規則等を厳守するよう監督しなければならない。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する基準に適合しない給水管及び給水用具を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の加工、修繕、接合等に適さない機械器具を使用すること。

ウ 他に名義を貸し、又は下請人に一括して工事を施工させること。ただし、工事の一部を他人に施工させる場合には市長に届け出てその承認を受けなければならない。

- (6) 施工した給水装置工事(法施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、次に掲げる事項について、第1号の規定により指名した主任技術者に作成させるとともに、当該記録簿をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施工場所

ウ 施工年月日

エ 主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具

キ 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

- (7) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

- (8) 市長の定める工事基準に従い誠実に工事を施工しなければならない。

- (9) 市長が検査の結果不良と認めた箇所は、指定期限内にこれを改修しなければならない。

- (10) 災害等緊急時に、市長から配水管の破裂損傷等その修理の要請があったときは、いつでもこれに協力しなければならない。

(主任技術者の職務)

第9条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水管を配水管から分岐する工事を施工しようとする場合、配水管の布設位置の確認に関する連絡調整
- (5) 法施行規則第 23 条第 1 項第 2 号に掲げる工事における工法、工期その他工事上の条件に関する連絡調整
- (6) 給水装置工事(法施行規則第 13 条で定める給水装置の軽微な変更を除く。)を完成した旨の連絡

(変更の届出)

第 10 条 指定工事事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第 6 号及び様式第 7 号により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の移転があったとき。
- (2) 指定工事事業者の廃止、休止及び再開があったとき。
- (3) 主任技術者に異動があったとき。
- (4) 代表者に変更があったとき。
- (5) 会社がその組織を変更したとき。
- (6) その他主要な変更があったとき。

(工事の範囲)

第 11 条 指定工事事業者の施工する工事の範囲は、第 2 条第 1 号に規定する範囲とする。

(工事の取消し等)

第 12 条 市長は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて停止することができる。

- (1) 給水条例第 11 条第 2 項に違反して工事を施工したとき。
- (2) 第 3 条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 第 10 条に規定する届出を怠ったとき。
- (4) 第 8 条に規定する指定工事事業者の責務に違反したとき。
- (5) 指定工事事業者又は従業員に業務上不正な行為があったとき。
- (6) 不当な工事費を請求し、暴利を得たとき。
- (7) 市長においてその必要を認めたとき。

2 前項による指定の取消し又は停止により、指定工事事業者に損害を与えることがあっても市長は、その責を負わない。

(指定証の返納)

第 13 条 指定工事事業者が、廃業し、又は前条第 1 項の規定によりその指定によりその指定を取り消されたときは、直ちに第 7 条の指定証を市長に返納しなければならない。

(補則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の恵那市指定給水装置工事事業者規則(平成 10 年恵那市規則第 17 号)、岩村町簡易水道指定給水装置工事事業者規則(平成 10 年岩村町規則第 19 号)、山岡町指定給水装置工事事業者規則(平成 12 年山岡町規則第 23 号)、明智町指定給水装置工事事業者規則(平成 11 年明智町規則第 8 号)又は串原村指定給水装置工事事業者規則(平成 10 年串原村規則第 4 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 24 年 7 月 8 日規則第 22 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 14 日規則第 1 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 6 条による施行の日の前日までに、廃止前の恵那市簡易水道事業条例施行規則(平成 16 年恵那市規則第 192 号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第4条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

恵那市長 様

年 月 日

申請者 氏名又は名称

印

住所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ	フリガナ
氏名	氏名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業 を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者 免 状 の 交 付 番 号

当該給水区域で給水装置工事の事業 を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者 免 状 の 交 付 番 号

様式第 2 号（第 4 条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3 第 1 項第 3 号
イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

恵那市長 様

様式第 3 号(第 4 条)関係

指定給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

恵那市長 様

年 月 日

届出者

水道法第25条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

様式第4号(第4条関係)

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第5号（第7条関係）

恵那市水道指定第 号

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 指 定 証

事務所の所在地

名称又 は 商号

代 表 者 氏 名

上記の者を恵那市指定給水装置工事事業者として指定する。

年 月 日

恵那市長



指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

恵那市長 様

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏 名 又 は 名 称			
住 所			
フリガナ 代 表 者 の 氏 名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

指定給水装置工事事業者
廃止
再開
届出書

恵那市長 様

年 月 日

届出者

水道法第25条の 7 の規定に基づき、給水装置工事の事業の
廃止
再開
の届出をします。

フリガナ 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
フリガナ 代 表 者 の 氏 名	
(廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開) の 年 月 日	
(廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開) の 理 由	